**農地所有適格法人報告書に関する記載要領**

**■農地所有的各法人制度について**

**（１）農地所有適格法人制度とは**

　　農地所有適格法人は、「農地法」で規定された呼称で、同法第２条第３項に定める要件を満たし、

　「農地に関する権利の取得が可能な法人」のことです。

　　「農地所有適格法人」という種類の法人形態が存在するわけではなく、農事組合法人や株式会社

　等のうち一定の要件を満たすものが農地所有適格法人と呼ばれます。

**（２）農地所有適格法人の要件及び定義（法第２条第３項）**

　　農地所有適格法人の要件については、法人形態要件、事業要件、構成員・議決権要件、役員要件

　が規定されており、この４要件をすべて満たす必要があります。

　　農地に関する権利取得の許可申請の中で要件の審査が行われ、権利取得後も要件を満たし続けな

　ければなりません。

　　農地所有適格法人は、いわゆる認可法人ではありません。ある一定の要件を充足する法人が農地

　所有適格法人として農地に関する権利主体になれるという性質のものであり、従って法第２条第３

　項各号の要件を欠くことになれば農地所有適格法人として資格を喪失することとなり、所有農地

　の処分等の問題が発生することになります。

　　なお、各要件については以下のとおりです。

　**①法人形態要件（同項本文）**

　　農事組合法人、株式会社（公開会社でないものに限る）、または持分会社（合名会社、合資会社、

　合同会社の総称）であること。

|  |
| --- |
| ※株式会社にあっては、発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について、当該株式会社の承認を要する旨の定款を定め（株式譲渡制限）を設けている場合に限り認める。　例えば、株式の譲受人が従業員以外の者である場合に限り承認を要する等の限定的な株式譲渡制限は、これに当たらない。 |

　**②事業要件（同項第１号）**

　　その法人の主たる事業が農業であること。

|  |
| --- |
| ※「農業」には、関連事業で農畜産物を原材料として行う製造、加工業等（農林水産省令で定めたもの）を含む。また農事組合法人では、農協法第72条の10第1項第1号の事業も含む。※法人の主たる事業が農業であるか否かは、その判断の日を含む事業年度前の直近する3か年（異常気象等により、農業の売上高が著しく低下した年が含まれている場合には、当該年を除いた直近する3か年）におけるその農業に係る売上高が、当該3か年における法人の事業全体の売上高の過半を占めているか否かで判断する。※「農業に関連する事業」は、法人の行う農業と一次的な関連を持ち、農業生産の安定発展に役立つものである。 |

**③構成員・議決権要件（同項第2号）**

　　法人が株式会社である場合は、次に掲げる者に該当する株主の有する議決権の合計が総株主の議

　決権の過半を、持分会社である場合は、次に掲げる者に該当する社員の数が社員の総数の過半を占

　めているものであること。

　　ア．その法人に農地等について所有権もしくは使用収益権（貸借権・使用貸借による権利・地上

　　　権・永小作権）を移転した個人またはその一般承継人

|  |
| --- |
| ※移転とは、譲渡のほか出資等も含まれる。※移転した個人には、構成員となる前に権利移転を行った者のうち、移転後6ヶ月以内に構成員となり、その後も構成員である者を含む。※一般承継人とは、相続人及び包括受贈者をいう。 |

　　イ．法人に農地等について使用収益権に基づく使用及び収益をさせている個人

|  |
| --- |
| ※その農地を相続した者・遺贈を受けた者も含まれる。 |

　　ウ．法人の農地等を使用収益させるため、法第3条第1項の許可申請をしている個人

　　エ．法人に農地等について使用貸借による権利または貸借権に基づく使用及び収益をさせて

　　　　いる農地利用集積円滑化団体（市内には存在しない）又は農地中間管理機構に農地等につい

　　　　て使用貸借による権利又は貸借権を設定している個人

　　オ．法人の行う農業に常時従事する者

　　　　常時従事の判定基準（規則第9条）は、次のいずれかに該当する者を常時従事者とする。

　　　◇その法人の行う農業に年間150日以上従事すること。

　　　◇その法人の行う農業に従事する日数が年間150日に満たない場合は、以下の算式により算

　　　　出される日数（その日数が60日未満の場合は60日）以上であること。

|  |  |
| --- | --- |
| 算定１ | 法人の行う農業に必要な年間総労働日数――――――――――――――――――――――　×２／３　　　 法　人　の　構　成　員　数 |

　　　◇従事日数60日未満の場合であっても、その法人に農地等について所有権または使用収益権

　　　　を移転または使用収益権に基づく使用収益をさせており、かつ、上記算定１または、以下の

　　　　算定２によって得られた日数以上である場合は認められる。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 算定２ | 法人農業に必要な年間　×総労働日数 | 　法人に移転・設定・使用収益させている農地等面積―――――――――――――――――――――――――　法人が事業に使用している農地等面積 |

　　カ．法人に農作業の委託を行っている個人

|  |
| --- |
| ※農作業とは、「農産物を生産するために必要となる基幹的な作業」とする。　具体的には、水稲にあっては耕起・代かき、田植え及び稲刈り・脱穀の基幹３作業、麦または、大豆にあっては耕起・整地、播種及び収穫、その他の作物にあっては水稲及び麦または、大豆に準じた農作業をいう。 |

　　キ．法人に農業経営基盤強化促進法第7条第3号に掲げる事業に係る現物出資を行った農地中

　　　間管理機構

　　ク．地方公共団体、農業協同組合、または農業協同組合連合会

**④役員要件（同項第3号、同項第4号）**

　　ア．法人の常時従事者である構成員が、理事等（農事組合法人では理事、持分会社では業務を執

　　　行する社員、株式会社では取締役）の数の過半を占めていること。（同項第3号）

　　イ．法人の理事等または農林水産省令で定める使用人（いずれも常時従事者に限る。）のうち、

　　　一人以上の者がその法人の行う農業に必要な農作業に年間60日以上従事すると認められるも

　　　のであること。（ただし、理事等は農林水産省令で定める使用人が法人の行う年間従事する日

　　　数の１／２を超える日数のうち最も少ない日数が６０日未満のときは、その日数）

　　　（同項第４号）

**■報告書について**

**【報告書提出の趣旨】**

　農地所有適格法人であって、農地若しくは採草放牧地を所有または賃借し、耕作若しくは畜産の事業に供しているものは、農地法第２条第３項各号における要件を満たしている必要があります。これらを確認するために農地法第６条第１項の規定により、毎事業年度終了後３ヶ月以内に事業所が所在する農業委員会に報告書を提出することが義務付けられています。

**１．法人の概要**

　　◇『法人の名称及び代表者の氏名』、『主たる事務所の所在地』、『法人形態』は、法人登記簿に

　　記載されている正式名称、法人設立携帯、役職、氏名、所在地等を記載してください。

　　◇経営面積は、自己所有、利用権設定の農地の経営面積を記入してください。

　　また、市外に経営地がある場合は、全てを合計した面積をご記入ください。市外の場合は、市区

　　町村名を欄外に記載してください。

**２．農地法第２条第３項第１号関係**

　**（１）事業の種類**

　　○農業

　　◆生産する農畜産物・・・耕作・養畜・畜産等により生産している農畜産物を記載。

　　　　（例）米、麦、大豆、野菜、花木、生乳、肉牛など

　　◆関連事業等の内容

　　　①農畜産物を原材料として使用する製造・加工

　　　　（例）柚子を生産する法人が、自己生産分に加え、他者から購入した柚子を原料とした

　　　　　　柚子胡椒を製造する。

　　　②農畜産物の貯蔵・運搬・販売

　　　　（例）柚子を生産する法人が、自己生産分に加え、他者が生産した柚子の貯蔵・運搬・

　　　　　　販売を行う。

　　　③農業生産に必要な資材の製造

　　　　（例）法人が自己の農業生産に使用する飼料に加え、他者への販売を目的とした飼料を

　　　　　　製造する。

　　　④農作業の受託

　　　　（例）水稲作を行う法人が自己の水稲の刈り取りに加え、他者の水稲の刈り取り作業を

　　　　　　受託する。

　　　⑤農村滞在型余暇活動に利用されることを目的とする施設

　　　　（例）観光農園や市民農園（農園利用方式によるものに限る。）等、主として都市の住民

　　　　　　による農作業の体験のための施設のほか、農作業の体験を行う都市の住民等が宿泊、

　　　　　　または休養するための施設、これらの施設内に設置された農畜産物等の販売施設等が

　　　　　　該当する。）

　　　⑥農業と併せて行う林業・・・植林・育林・伐採・製炭など

　　○左記農業に該当しない事業の内容

　　　　①上記の『農業』欄に記載のもの以外の事業をすべて記入してください。

　　　　②農事組合法人の場合は、原則、農業に関連する事業のみを行っているため、通常は記入

　　　　　不要です。

**（２）売上高**

　　◆農業・・・『（１）事業の種類』欄に記載した『生産する農畜産物』と『関連事業』の売上を

　　　記載してください。

　　◆左記農業に該当しない事業

　　　①『（１）事業の種類』欄に記載した『左記農業に該当しない事業の内容』の売上を記載して

　　　　ください。

　　　②『左記農業に該当しない事業の内容』がある場合、『農業』の売上が総売り上げの過半以上

　　　　でなければなりません。

　　　③農事組合法人の場合は、原則、農業に関連する事業以外がないため、通常は記入不要です。

**３．農地法第２条第３項第２号関係　　構成員全ての状況**

**（１）農業関係者（権利提供者、常時従事者、農作業委託者、農地中間管理機構、地方公共団体、**

**農業協同組合、投資円滑化法に基づく承認会社等）**

　　　①法人へ出資（貸借等含む）している方をご記入ください。

　　　②議決権の数

　　　　●株式会社、特例有限会社・・・出資株数（出資口数）

　　　　●合同会社、合名会社、合資会社、農事組合法人・・・１人１票

　　　　※農事組合法人以外は、定款に別段の定めがある場合、この限りではありません。

　　　③議決権の数の合計は、農業関係者の議決権の数（口数又は票数）の合計を記入してください。

　　　④農業関係者の議決権の割合は、下欄の『（２）農業関係者以外の者』を含めた全体の割合で、

　　　　算出してください。

　　　③その法人の行う農業に必要な年間総労働日数は、法人として必要な農業への年間従事日数を

　　　　記入してください。

**（２）農業関係者以外の者（（１）以外の者）**

　　　①上記（１）以外の構成員についてご記入ください。

　　　②議決権の数、及び割合等については、上記３の（１）と同様です。

**４．農地法第２条第３項第３号及び第４号関係**

**（１）理事、取締役又は業務を執行する役員全ての農業への従事状況**

　　株式会社・特例有限会社は取締役、合同会社・合名会社・合資会社は業務執行社員、農事

　組合法人は理事をご記入ください。

**（２）重要な使用人の農業への従事状況**

　（１）の理事等のうち、法人の農業に常時従事する者（原則年間１５０日以上）であって、

　かつ、必要な農作業に農地法施行規則第８条に規定する日数委（原則年間６０日）以上従事する

　者がいない場合のみ記載してください。